

地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

基本構想には、自治体の最上位計画としての位置づけ、計画期間、まちづくりの理念、将来都市像、都市構造図、計画人口、施策の大綱などが定められていることが多い。

平成23年8月1日 地方自治法の一部を改正する法律施行
基本構想の策定を義務付けていた規定が廃止

- ・総合計画の体系や記載内容は、自治体によってさまざま
- ・鯖江市のように、総合計画自体がない自治体も

平成26年12月27日 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定
自治体における人口ビジョン・総合戦略の策定が努力義務に

大野市総合戦略(抜粋)

1. 基本的な考え方

(2)総合戦略の位置づけと総合計画との関係

現在、第五次大野市総合計画後期基本計画の策定を進めていますが、総合戦略はこのうち、人口減少対策に主眼を置いた計画として位置付けられます。

第五次大野市総合計画後期基本計画に記載する事業のうち、人口減少対策と捉えられる事業を総合戦略に位置付けることとします。

その上で、特に重点的・優先的に進める事業を抽出しながら、大野市の地域特性を踏まえた人口減少対策の考え方を明確にします。

(3)総合戦略の対象期間

大野市総合戦略の対象期間は、平成27年度～**平成31年度**までの5年間とします。

(4)目指すべき将来像

総合計画に掲げる将来像「**ひかりかがやき、たくましく、心ふれあうまち**」を目指して、多様な取り組みを進めていきます。

また、具体的な将来目標人口としては、平成31年(2019年)に定住人口32,100人、平成52年(2040年)に定住人口27,000人とすることを目指します。

総合計画・総合戦略の期間について

第五次総合計画

総合戦略

次期総合戦略策定作業

人口ビジョン

人口ビジョン改定作業

第六次総合計画策定作業

基本構想

基本計画

第六次大野市総合計画

令和2年3月末

令和3年3月末

1年延長

総合計画と一体的に検討を進め、よりよい戦略とするため、計画期間を合わせる。

次期総合戦略

改定後の人口ビジョン



基本構想における目標人口と土地利用の取扱いについて

目標人口について

- ・基本構想に目標人口を明記する。
- ・基本構想には、目標人口は人口ビジョンで表す旨を記載する。
- ・基本構想には、目標人口ではなく「人口の見通し」(社人研による推計値)のみを記載する。

※「ふれあい交流人口」は設定しない

土地利用について

- ・基本構想に記載する
- ・基本構想に記載しない